

認可外保育施設 設置者 各位

世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課長
松岡 敏幸

運営状況の報告について（依頼）

日頃より、当区の保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

貴殿の設置する認可外保育施設について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項及び第59条の2の5並びに認可外保育施設に対する指導監督要綱（令和2年3月9日31世保認調第1236号）第7条の規定に基づき、下記のとおりご報告ください。

正当な理由がないにも関わらず、報告がない場合は、児童福祉法第62条第2項第6号の規定により、罰則が適用される場合があります。また、報告の有無に関しては、世田谷区ホームページ等で公開される予定ですのでご承知おきください。

記

1 提出書類

(1) 運営状況報告書（別記第4号様式）

様式は区公式ホームページ（ページID：1533）に掲載しております。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/1533.html>

※必ず最新の様式を使用してください。

(2) 運営状況報告書に添付する書類

必要書類	部数
送付書	各1部
職員名簿	
有資格者（保育士、看護師、准看護師、保健師、助産師）の資格が確認できる書類の写し	
研修受講証の写し等、研修に参加したことが分かる書類 ※1日の保育乳幼児数が常時5人以下の施設のみ提出してください。定員を6名以上に設定している場合は、提出不要です。	
配置図（隣接している建物、接道がわかるもの）	
平面図（保育室の有効面積、出入口、避難経路を記入すること）	
入所児童に関する保険の保険会社との契約書類（保険証書）の写し	
パンフレット、料金表、シフト表など（作成している場合のみ）	
企業主導型保育事業助成決定通知書（助成決定を受けている場合のみ）	

2 基準日 令和6年10月1日

※10月1日が休園日となる場合は、翌開園日を基準日としてご記入ください。

3 提出期限

令和6年10月31日（郵送必着）

4 提出方法

原則、LoGo フォームによるオンライン申請をご利用ください。

LoGo フォーム URL <https://logoform.jp/form/JqMJ/698735>

電子申請ができない場合は、封筒の表に「運営状況報告書在中」とご記載のうえ、担当までご郵送ください。

5 その他

（1）下記の届出事項に変更が生じた場合は、別途、「認可外保育施設事業内容等変更届（別記第2号様式）」により速やかに届け出てください。

- ① 施設の名称・所在地・連絡先
- ② 設置者の氏名・住所・連絡先
- ③ 管理者（施設長）の氏名
- ④ 設備の規模・構造
- ⑤ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別
- ⑥ （定員5人以下の施設が定員6人以上に変更する場合のみ）定員数

（2）休止中または廃止済みの場合は、「認可外保育施設休止・廃止届出書（別記第3号様式）」により速やかに届け出てください。

（1）（2）について、必要な様式は、世田谷区ホームページ（ページ番号：1595）に掲載しております。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/1595.html>

〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 子ども・若者部

保育認定・調整課 認可外保育施設担当（届出）

電話 03（5432）2224